

工事成績評定表の作成要領

市原市建設工事検査規程第12条第1項の規定に基づく工事成績評定は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第1条 本要領は、市原市が所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、請負金額が1件300万円以上の建設工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、監督職員、担当リーダー及び検査職員とする。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、検査職員にあっては検査を実施したとき、監督職員及び担当リーダーにあっては、工事の完成のときとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごと、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、「工事成績採点表」により行うものとする。

3 評定にあたっては、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」(別紙 1 ~ 別紙 3)により行い、「記入方法及び留意事項」(別紙 4)、「施工プロセスのチェックリスト」(別紙 5)を考慮するものとする。

4 工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を(別紙 6)により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(採点方法)

第6条 工事成績採点表は、次の各号により行うものとする。

(1) 各考査項目の採点は、別紙 1 から別紙 1 については監督職員が、別紙 -2 から別紙 2 については担当リーダーが、別紙 3 から別紙 3 39については検査職員が行うものとし、監督職員及び担当リーダーが採点した後、検査職員が採点するものとする。

(2) 高度技術及び創意工夫の評定は、工事全般を通じて特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。評価にあっては、監督職員と担当リーダーとの合議をもって行うものとする。

(3) 社会性等の評価では、地域への貢献の観点から、加点評価のみとする。
また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

(4) 評定点は、項目1~3の評定(65点±加減点合計)+項目4~6の評定(加点合計)とする。

(5) 監督職員、担当リーダー及び検査職員の評定点は、小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

(6) 法令遵守等の評価(別紙 2)は、担当リーダーが記入する。

(7) 所見は必ず記入する。

(8) 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

2 工事成績調書は、次の各号により行うものとする。

(1) 出来形、中間検査がなかった場合の完成検査時

評定点合計 = (×0.4+ ×0.2+ ×0.4)

(× は、工事成績調書を参照のこと。以下同じ。)

(2) 中間検査があった場合の完成検査時

評定点合計 = (×0.4+ ×0.2+ ×0.2+ ×0.2)

中間検査が2回以上あった場合、評定点は中間検査の平均点を記入する。

(3) 出来形(部分引き渡し)の場合は、監督職員、担当リーダー及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

出来形及び完成時の評定点合計 = (×0.4+ ×0.2+ ×0.4)

出来高金額A 請負額B 出来形評定a 完成検査時評定bの場合

評定 = (A×a+ (B-A)×b)÷B

(4) 評定点合計は、小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

(5) 工事成績の総合評価は、別表によるものとし、評定点合計の点数を判定基準に当てはめて判定する。

3 多工種複合工事の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 工事全体の中から主たる工種で評定することとし、金額ベースで70%以上を占める工種を適用する。

(2) 1工種で70%に満たない場合は、複数工種で考査することとするが、上位3工種に留めるものとする。

(3) 複数工種で考査する場合でも、検査対象に重要構造物がある場合は、これを優先して上位3工種に含めて評定する。

重要構造物：建設業法施行令(昭和31年8月29日政令273号)第15条第1項各号に定めるものとする。(道路、橋、護岸、堤防、河川に関する構造物、上下水道、消防・水防施設、学校、市が設置する庁舎等)

(4) 3工種で評価が分かれた場合は、低い工種で代表させるものとする。

(D, E評価、バランスがとれていることが高評価の条件である。)

(5) 中間、出来形、完成のすべての検査で当該工事の主たる工種で評定するものとする。なお、中間、出来形検査時の評定に当たって上位3工種の進捗が少ないなど、評定することが不適当な場合は評定しないことができる。

この場合は、工事成績採点表の所見欄にその理由を記すと共に、後の検査時の評定のため必要に応じて、「考査項目別運用表」の品質及び出来ばえについて可能な範囲の記入を行い工事成績採点表に添付する。

(6) 品質管理、出来ばえとも考査項目の追加は認めない。又、不要項目については適宜削除する。

(7) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

(8) 考査項目別運用表の内、新たな工種を作成使用するとき、工事検査主管課に協議するものとする。

(評定の修正)

第7条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等により瑕疵が判明したとき、又は当該評定を修正する必要が認められるときは、修正すると共に、その結果を当該工事の請負者に書面(別紙-7様式)により通知するものとする。

(説明請求)

第8条 第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面(別紙-8様式)により市原市長に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第9条 第8条の書面の提出先は、工事検査主管課とする。

(説明請求に対する回答等)

第10条 第9条により説明請求の書面が提出されたときは、工事検査主管課において書面(別紙-9様式)により回答するものとする。

2 前項の回答をするときは、当該工事担当部長に意見を聞くものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成11年6月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に契約した工事に係る成績評定については、なお従前の例による。

工 事 成 績 採 点 表 (完成・出来形・中間)

該当する検査を必ずチェックしてから記入すること。

完成
出来形
中間

完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点を手入力すること。
 なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。
 過去に出来形があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、
 その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。

平成 年 月 日 作成

所属名

工 事 名		平成 年度										契約金額(最 終)					円														
請 負 者 名												工 期					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日				
考 査 項 目		監 督 職 員					グ ル ー プ リ ー ダ ー															検 査 職 員									
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e					
1. 施工体制	. 施工体制一般		+1.5	0	-5	-10																									
	. 配置技術者	+3	+1.5	0	-5	-10																									
2. 施工状況	. 施工管理		+1.5	0	-5	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15					
	. 工程管理	+1	+0.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-7.5	-15																				
	. 安全対策	+2	+1	0	-5	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15																				
	. 対外関係	+2	+1	0	-2.5	-5																									
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 出来形	+2	+1	0	-2.5	-5						+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20					
	. 品 質	+2	+1	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25					
	. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5						
4. 高度技術	. 高度技術力			(+13)																											
5. 創意工夫	. 創意工夫			(+7)																											
6. 社会性等	. 地域への貢献等						+10	+5	0																						
加減点合計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6)		点					点					点					点														
評定点(65点±加減点合計) 1		点					点					点					点														
7. 評定点計		点					出来形・中間検査があった場合:(*0.4+ *0.2+ *0.2+ *0.2) = 評定点計 但し、出来形・中間検査が2回以上の場合平均値 出来形・中間検査検査がなかった場合:(*0.4+ *0.2+ *0.4) = 評定点計																								
8. 法令遵守等							点																								
9. 評定点合計		点					7. 評定点計 - 8. 法令遵守等																								
所 見		[監督職員]										[グループリーダー]										[検査職員]									

- 1 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4,5,6の評定 = 評定点
- 2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。
- 3 社会性等の評価では地域貢献の観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- 4 所見は必ず記載する。
- 5 各検査項目毎の採点は、監督職員は別紙1 - ~ 別紙1 - 、総括監督職員は別紙2 - ~ 別紙2 - 、技術検査官は別紙3 - ~ 別紙3 - 39によるものとし、検査職員の評価に先立ち、監督職員・グループリーダーが記入する。
- 6 法令遵守等の評価は、グループリーダーが行う。
- 7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	. 施工体制一般		施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
チェック数/選択項目数の割合 80%以上 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d		<p>「評価対象項目」</p> <p>作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。 1 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。 2 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 3 施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 4 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 緊急指示等に対する対応が速やかである。 施工体制一般（施工マネジメント等）について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他</p> <p style="color: red;">請負金額が500万円未満の場合、 1、 2、 3、 4の項目は対象外にすることが出来る。 請負金額が500万円以上2,500万円未満の場合 1、 4の項目は対象外にすることが出来る。</p>				<p>施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。</p>
	. 配置技術者 (現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d		<p>「評価対象項目」</p> <p>現場代理人として、工事全体の把握ができています。 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で適切に行っている。 1 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 2 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 3 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 作業主任者を選任し配置している。 専門技術者を専任し、配置している。 配置技術者について、施工マネジメント等による指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他</p> <p style="color: red;">請負金額が2,500万円未満の場合 1、 2、 3の項目は対象外にすることが出来る。なお、 作業主任者や専門技術者の配置に関する項目は、工事内容により選択する。</p>				<p>現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 専門技術者が配置されていない。</p>

審査項目	細別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	. 施工管理	「評価対象項目」 契約書第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 施工計画書と現場施工方法が一致している。 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 1 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。 2 品質確保のための対策が見られる。 3 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 4 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 5 現場内での整理整頓が日常的になされている。 使用材料等の品質保証書または工事記録写真等が適切に整理されている。 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 6 立会確認の手続きが事前になされている。 7 工事記録の整備が適時、的確になされている。 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 請負金額が500万円未満の場合、 1、 2、 3、 4、 5、 6、 7の項目は対象外とすることが出来る。 請負金額が2,500万円未満の場合、 1の項目は対象外とすることが出来る。			他の事項に該当しない		施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改指示を行った。						
	フィク数/選択項目数の割合 80%以上 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	
フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	. 安全対策	「評価対象項目」 フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 1 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 2 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 休日の確保を行っている。 工程表の内容が検討され充実している。 計画外の夜間や休日等の作業が少なく、工期前に完成した。 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 3 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 請負金額が500万円未満の場合、 1 2 3の項目は対象外とすることが出来る。			他の事項に該当しない		工程管理がやや不備であった	工程管理が不備であった
		自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。		請負者の責により期限内に完成させなかった。 (但し、改善指示による場合を除く)を行った。				
フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	. 対外関係	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった		
		「評価対象項目」 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 1 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 2 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 3 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。（記録が整備されている。） 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 安全管理の臨機の措置を行った。 4 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 5 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 請負金額が500万円未満の場合、 1、 2、 3、 4、 5の項目は対象外とすることが出来る。			他の事項に該当しない		安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	. 対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった		
		「評価対象項目」 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 1 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 請負金額が500万円未満の場合、 1の項目は対象外とすることが出来る。			他の事項に該当しない		請負者の対応による苦情が多い。 または、対応が悪くトラブルがあった。 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。	関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	出来形管理がやや不備である。	出来形管理が不備である。
チェック/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	土木工事	「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 1 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 2 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 その他 理由：（ ） 請負金額が500万円未満の場合、 1 2の項目は対象外にすることが出来る。 <u>バラツキについては、別紙-4を参照のこと</u>			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば...e
	建築工事	a	b	c	d	e
チェック/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	建築工事	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
	設備工事	「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 1 自社の写真管理基準を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 2 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 その他 理由：（ ） 請負金額が500万円未満の場合、 1 2の項目は対象外にすることが出来る。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・e
チェック/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	設備工事	a	b	c	d	e
	設備工事	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
チェック/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	設備工事	「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 1 自社の写真管理基準を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 2 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が、許容範囲内であり、満足している。 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となり、満足している。 その他 理由：（ ） 請負金額が500万円未満の場合、 1 2の項目は対象外にすることが出来る。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・e

バラツキについては、別紙4を参照すること。なお、数値基準（試験基準）が無い場合は、選択しないことが出来るものとする。

別紙4の抜粋

出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが特に少ない。	測定値の全てが規格値の50%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	測定値の全てが規格値の80%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。又は、品質管理項目がない工事。	どれにも属さない。あるいは、品質管理項目がない。
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。	試験基準値を超えるものがあり、文書で改善の指示をした
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	基準値を超えている値があり為破壊検査を行った。

別紙 - 1 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(監督職員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理が適切である。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理がほぼ適切である。	品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。または、品質管理項目がない工事。及び、他の項目に該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。又は、品質がやや不備である。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。又は、品質が不備である。
	総合	<p><u>評定に対応するシートを下記の中から必ず選択(チェック)して、以降の該当シートを1つだけに記入すること。</u></p> <p>注意 選択したシート以外のシートをチェックしても となるので注意すること。</p> <p>土木(農林等含)</p> <p>建築工事(新築)</p> <p>建築工事(改修)</p> <p>建築電気・冷暖房・衛生設備工事</p> <p>電気・機械設備工事</p> <p>上記で選択されたシートが工事成績採点表に反映される。</p>				監督職員が文書で改善指示を行った。該当すれば...d

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキが特に少ない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキが少ない。	品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	土木(農林等含) 建築工事は、次ページ以降をチェック	土木工事で複数選択した場合は必ずチェックする。			土木で複数選択した場合の工種名 _____ _____ _____	監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば...e
		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキが特に少ない。 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキが少ない。 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。または、品質管理項目がない工事。 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 千葉県土木工事施工管理基準や設計図書等に定められた基準に対して計測値の分布で判断する。 品質管理資料による評価が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ーバラツキについては、別紙-5を参照のこと					

1 バラツキについては、別紙4を参照のこと。

別紙4の抜粋

出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキが特に少ない。	測定値の全てが規格値の50%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキが少ない。	測定値の全てが規格値の80%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。又は、品質管理項目がない工事。	どれも属さない。あるいは、品質管理項目がない。
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	試験基準値を超えるものがあり、文書で改善の指示をした
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	基準値を超えている値があり為破壊検査を行った。

2 複数の工種を選択する場合について

工種の選択は、設計金額に占める主要な工種から選択するものとし、1工種で構成比率が70%未満の場合は、70%以上になる3工種までを選択する。

1工事の工種内訳が以下の場合

ケース 1	工種A 80% 工種B 10% 工種C 10%	工種Aを選択する。
ケース 2	工種A 50% 工種B 30% 工種C 10%	工種A・Bを選択する。
ケース 3	工種A 40% 工種B 25% 工種C 20% 工種D 15%	工種A・B・Cを選択する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合にはc、d	建築工事 (新築)	「評価対象項目」 (躯体工事) 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上工事) 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば...e

1 原則全項目をチェック対象とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
	建築工事(改修)	「評価対象項目」 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 品質・形状が適切で良好な施工である。 不可視部分の写真記録が適切である。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば...e

1 原則全項目をチェック対象とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品質 (建築) 電気設備工事 冷暖房衛生 設備工事	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
		「評価対象項目」 (機材) 機材の品質及び形状が設計図書等を満足しており、そのことを証明する書面(証明書、試験成績書等)が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書(書面、試験成績書等を含む)が整備されている。 (施工) 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 設備の機能が設計図書等を満足しており、証明書等(書面、試験成績書等)が整備されている。 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 盤内機器等の性能検査表が整備されている。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 ビット内等の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき施工されている。 溶接施工上の注意事項(共通仕様書等)が守られている。 塗装施工上の注意事項(共通仕様書等)が守られている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 基準ボルトの締め付けが適切に行われている。 配電盤等の動作試験は正常に動作した。 シーケンスに従い正常に動作した。 不可視部分の写真記録が適切である。				監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d
フィッパ数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d						

1 工種や作業内容に合わせて選択し項目をチェックする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	(上下水道・衛生施設等) 電気・機械設備工事	<p>「評価対象項目」 (機材) 機材の品質及び形状が設計図書等を満足しており、そのことを証明する書面(証明書、試験成績書等)が整備されている。製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書(書面、試験成績書等を含む)が整備されている。</p> <p>(施工) [評価対象項目] 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書(書面、試験成績書等を含む)が整備されている。 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 盤内機器等の性能検査表が整備されている。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 ビット内等の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき施工されている。 溶接施工上の注意事項(共通仕様書等)が守られている。 塗装施工上の注意事項(共通仕様書等)が守られている。 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 基準ボルトの締め付けが適切に行われている。 配電盤等の動作試験は正常に動作した。 シーケンスに従い正常に動作した。 不可視部分の写真記録が適切である。</p>			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば...e

1 工種や作業内容に合わせて選択し項目をチェックする。

審査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	高度技術 キーワード評価 土木、建築 設備工事 共通	施工規模の大きさへの対応 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 2. その他(該当があればチェックして理由を記入。) 理由: 構造物固有の難しさへの対応 3. 対象構造物の形状の複雑さ(土盛り厚やトンネル線形等を含む) 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 5. その他 理由: 技術固有の難しさへの対応 6. 工種及び工法の特長 7. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 8. N E T I S の評価試行方式を適用 9. その他 理由: 厳しい自然・地盤条件への対応 10. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 12. 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 14. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 15. その他 理由: 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 16. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 17. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20. 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 21. 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 22. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 23. その他 理由: 施工現場での対応 24. 災害等での臨機処置(該当があればチェック。) 25. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 26. その他 理由: その他 27. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由: 28. その他(加点が1点の場合) 理由:	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例 【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合(該当項目をチェック) 切土・盛土工 15万m ³ < V、切土直高 10m< H、盛土直高10m< H、延べ面積 10,000m ² 以上の建物、地上9階以上の建物、地下2階以上の建物、大空間のホール等を有する建物、研究所等特殊設備・機能の有る建物 護岸・築堤高 10m< H トンネル(シールド)径 10m< H 樋門・樋管 15m ² < A 揚排水機場 2000mm< H 堰、水門、最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m ² /門 トンネル(開削工法) 20m< H トンネル(NATM) 内空断面積 85m ² < A トンネル(沈埋工法) 300m ² < A 口径2000mm以上のポンプ又は、揚程30m以上のポンプ 浚渫工 100万m ³ < V 流路工 500m ³ < Q 特別高圧、高圧受変電設備 焼却設備(ボイラーを含む)の大規模改修 高さ30m以上の工作物 橋梁下部工 高さ 30m< H 橋梁上部工 最大支間長 100m< L 土留工、締切工 直高10m< H 推進工事 400m< 1スパン 【事例】 構造物固有な施工難度と対応工法等(該当項目をチェック) 地山強度が低い。また土盛りが薄いため、F E M解析等の施工のための検討が必要な工事。 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 供用中の施設の改修工事等。 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及びA類に属する工事 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 建築工事で耐震及び免震構造の工事 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行った工事 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 その他、コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。 V E 提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 N E T I S の評価試行方式を適用した工事。 その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 (左欄のその他に理由を記入。) その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 (左欄のその他に理由を記入。) 【事例】 自然及び地盤条件への対応工法等(該当項目をチェック) 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。(法面工は除く) 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 (左欄のその他に理由を記入。) 【事例】 周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工法等(該当項目をチェック) 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 市街地での夜間工事。 D I D 地区での工事。 供用中の道路(概ね日交通量10,000台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事。 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 (左欄のその他に理由を記入。) 建築工事で特に困難な調整を要する他工事(近接工事)の請負者が複数ある工事(左欄のその他に理由を記入。) 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事(左欄のその他に理由を記入。) その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。(左欄のその他に理由を記入。) 【その他】(該当項目をチェック) その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 (左欄のその他に理由を記入。) その他(加点が1点の場合)
	記述評価	記述評価 【マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】 評価: ・ 高度な技術力は、加点評価とする ・ 加点は+1.3点~0点の範囲とする。 ・ 該当キーワードの数と重みを勘案して評点する。 ・ 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【高度技術のキーワードの詳細】

1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術の評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
 2. 詳細評価の記述にあたっては、監督職員とGリーダによる合議とし、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
 3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

下記の該当項目をチェック

審査項目	細別	1. 創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5. 創意工夫 【軽微なもの】	. 創意工夫 キーワード評価 土木、建築 設備工事 共通	準備・後片づけ関係 1. 測量・位置出しにおける工夫 2. 現地調査方法の工夫 3. その他 理由:					
		施工関係 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 5. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫。又は、リサイクルに対する積極的な取り組み。 6. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 7. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 8. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10. 照明・視界確保等の工夫 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 13. 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設関係の工夫 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 15. 建築工事でプレバブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 16. 建築工事で改修工事における仮設備の工夫 17. その他 理由:					
		品質関係 18. 集計ソフト等の活用と工夫 19. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 20. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等) 21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 22. 配筋・溶接作業等に関する工夫 23. 建築関係で躯体工事の品質管理の工夫 24. 建築・設備関係で材料の検査試験に関する工夫 25. 建築・設備関係で施工の検査試験に関する工夫 26. 建築・設備関係で品質試験方法の工夫 27. その他 理由:					
		安全衛生関係 28. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 29. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 30. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 31. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等々の工夫 32. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 33. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 34. 建築・設備工事で苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 35. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 36. その他 理由: 37. 建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育(該当があればチェック。)					
		施工管理関係 38. 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫 39. 建築工事で出来形管理等に関する工夫 40. 施工計画書及び写真管理等の工夫(デジタル写真ソフトの活用等) 41. 出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 42. CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 43. その他 理由:					
	その他 44. その他 理由: 45. その他 理由: 46. その他 理由:						
	記述評価 【マークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記述】	評点: ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は+7点~0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】				

1. 創意工夫においては「4. 高度技術」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、監督職員及びリーダーによる合議を原則として記述する。
5. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で工期内に工事を完成させた。 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 その他（ ）			下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） a 5項目程度以上評価 b 3項目程度以上評価 c 1項目程度以上評価 d 工程管理がやや不備である e 工程管理が不備である	

1 その他を選択した場合は、（ ）内に理由を記述すること。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	.安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ・ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ・ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ・ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 ・ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ・ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ・ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ・ その他 ()			下記の目安を参考として総合的に評価する。(必ずチェックすること) a 6項目程度以上評価 b 3項目程度以上評価 c 1項目程度以上評価 d 安全対策がやや不備である e 安全対策が不備である	

1 その他を選択した場合は、()内に理由を記述すること。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
6. 社会性等	地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない		
		下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ・ 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 ・ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 ・ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ・ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ・ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ・ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 ・ その他()			下記の目安を参考として総合的に評価する。(必ずチェックすること) a 6項目程度以上評価 b 3項目程度以上評価 c 2項目程度以下評価	

1 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって地域社会や住民に対して実施した貢献等(配慮)について加点評価する。

2 「4. 高度技術」及び「5. 創意工夫」と重複しないように注意すること。

3 その他を選択した場合は、()内に理由を記入すること。

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表		
8. 法令遵守等	措 置 内 容	措置点数	総合点数
	同じ措置が繰り返されれば、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)		
	1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)		
	1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	
	5. 文書注意相当	- 8点	
	6. 口頭注意相当	- 5点	
	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤリ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点	
	8. 該当項目なし		
	2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)		
	1. 指名停止3ヶ月以上		
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満		
	5. 文書注意相当		
	6. 口頭注意相当		
	7. 不問		
	減点		
	<p>本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p>		
	【上記で評価する場合の適応事例】		
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 16. その他 		
	理由:		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
チェック/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d		<p>「評価対象項目」</p> <p>工事請負契約書約款または契約書第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 施工計画書と現場施工方法が一致している。 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 1 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 2 見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。 3 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 工事記録の整備が適時、的確になされている。 リサイクルへの取り組みが適切になされている。 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 4 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 5 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 6 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 7 品質証明体制が確立され、有効に機能している。 8 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 工事の関係書類及び資料整理がよい。 社内の管理基準等が作成され管理している。 9</p> <p>その他</p> <p style="color: red;">請負金額が500万円未満の場合、 1、 2、 3、 4、 5、 6、 7、 8、 9の項目は対象外にすることが出来る。 請負金額が2,500万円未満の場合、 5、 6、 7の項目は対象外にすることが出来る。</p>			<p>設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。</p>	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	出来形管理がやや不備である。	出来形管理が不備である。
フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	土木工事	「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 1 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 2 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 その他 理由： 請負金額が500万円未満の場合、 1、 2の項目は対象外にすることが出来る。 バラツキについては、別紙-4を参照のこと			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当すれば...e
	建築工事	a 出来形管理が適切である	b 出来形管理がほぼ適切である。	c 他の項目に該当しない。	d 出来形管理がやや不備である。	e 出来形管理が不備である
フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	建築工事	「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 1 自社の写真管理基準を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 2 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 その他 理由 請負金額が500万円未満の場合、 1、 2の項目は対象外にすることが出来る。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当すれば...e
		設備工事	a 出来形管理が適切である	b 出来形管理がほぼ適切である。	c 他の項目に該当しない。	d 出来形管理がやや不備である。
フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	設備工事	「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 1 自社の写真管理基準を設定し創意工夫を持って適切に管理している。 2 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が、許容範囲内であり、満足している。 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となり、満足している。 その他 理由： 請負金額が500万円未満の場合、 1、 2の項目は対象外にすることが出来る。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当すれば...e

バラツキについては、別紙4を参照すること。なお、数値基準（試験基準）が無い場合は、選択しないことが出来るものとする。

別紙4の抜粋

出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが特に少ない。	測定値の全てが規格値の50%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	測定値の全てが規格値の80%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。又は、品質管理項目がない工事。	どれにも属さない。あるいは、品質管理項目がない。
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	試験基準値を超えるものがあり、文書で改善の指示をした。
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	基準値を超えている値があり破壊検査を行った。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質総合評価	品質 土木、建築 設備工事 共通 多工種か1工種かを選択する。	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
		<p>最大3工種にて評価 (<u>選択した審査項目運用表を下記に必ず入力。以降の該当するシートに評価内容を入力。</u>)</p> <p>選択した審査項目運用表 工種名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>評価項目のうちチェックをした数 評価の対象項目とした数 比率 該当しないシートは評価しないこと。該当する審査項目運用表を下欄から必ず選択すること。 下欄で選択したシート以外のシートをチェックしても とはならない。</p> <p>主たる1工種だけで評価 (<u>選択した審査項目運用表を下記に必ず入力。以降の該当するシートに評価内容を入力。</u>)</p> <p><input type="text"/></p> <p>評価項目のうちチェックをした数 評価の対象項目とした数 比率 該当しないシートは評価しないこと。該当する審査項目運用表を下欄から必ず選択すること。</p> <p>クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 または、コンクリート'ロック張等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。</p>			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		<p>最大3工種にて評価 1項目しか工種を選択していても率で評価するので注意すること。</p> <p>主たる1工種だけで評価</p> <p>評価項目のうちチェックをした数 評価の対象項目とした数 比率</p> <p>評価項目のうちチェックをした数</p>				

審査項目運用表を下記から必ず選択しチェックすること。(チェックしないと工事成績採点表に反映されない。)

コンクリート構造物工事	コンクリート橋工事 (P C , R C)	木材木製品工事
法面工事	防護柵工事(網)	ほ場整備工 (整地工等、暗渠排水工)
鋼橋工事	二次製品構造物	
舗装工事	補強土壁工事	建築工事 (新築)
維持修繕工事	取壊し工事	建築工事 (改修)
植栽工事	共同溝シールド工事	電気設備工事 (建築)
標識工事	下水道工事	暖冷房衛生設備工事
塗装工事	管水路工事	
区画線等設置工事	仮設工事	機械設備工事
トンネル工事	フィルダム・ため池工事	電気設備工事
土工事(盛土、築堤)	柵工、筋工、伏土工事	
切土工事	土工事 (区画整理、農地造成)	上水道工事
護岸・根固・水制工事	水管橋	
基礎工工事 (地盤改良含)	林道土工事	その他の工事合併工事

- 「別紙 - 1 」 監督 審査項目_品質 (土木) を参照し工種を選択すること。
- 手順については、作成手順の【検査職員】 特殊なシートを参照すること。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2 以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	コンクリート 構造物工事	「評価対象項目」 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて強度確認を行っている。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバウラの機種、養生方法等、適切に行っている。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 鉄筋の規格がミリットで確認できる。 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 スパ-の材質が適正で、品質が確認できる。 スパ-を適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 総合評価のシートで対応 クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目3 以下の場合 c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	/
	コンクリート 構造物工事 出来ばえについては別紙-5参照	コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。				

- 1 原則、全てをチェック対象項目とする。ただし、試験練りを行わない場合は、選択をしないことが出来るものとする。
- 2 出来栄の考え方については別紙-5を参考のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	法面工事	「評価対象項目」 【共通】 施工基面が平滑に仕上げられている。 気象条件を考慮した施工が行われている。 【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 土壌試験を実施し、施工に反映している。 ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 吹付け厚さが均等である。 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 【コンクリート又は珪砂吹付工関係】 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。 吹付け厚さが均等である。 金網等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 跳ね返り材料が適切に処理されている。 水抜きパイプが適切に配置されている。 【現場打法砕砕工関係】 アンカーの施工長さが確認できる。 現場養生が適切に行われている。 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 枠内に空隙がないことが確認できる。 層間にはく離がないことが確認できる。 跳ね返り材料が適切に処理されている。 【落石防止ネット・落石防止柵関係】 地山との取り合わせが適切に行われている。 材料の規格がミルシート等で確認できる。 ボルトや連結金具の締付が適切に施工されている。 アンカーや網の重ね合わせが設計書どおり施工されている。 ワイヤーが適切に緊張されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目3以下の場合 c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	法面工事 出来ばえについては別紙-5参照	通りが良い。 植生、吹付等の状態が均一である。 天端、端部の仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 地山との取り合いが良い。 全体的な美観が良い。				

1 品質については、該当工種を選択してチェック対象項目とする。ただし、共通項目は必須とする。
 2 出来栄えの考え方については別紙-5を参考のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	「評価対象項目」 【工場製作関係】 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 【架設関係】 ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 支承の据付で、コンクリート面のチップング及び外付けが確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フェック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	表面に補修箇所がない。 部材表面に傷、錆がない。 溶接に均一性がある。 塗装に均一性がある。 全体的な美観が良い。				

1 品質・出来栄共に全てをチェック対象項目とする。ただし、塗装が無い場合は対象外にできるものとする。
 2 出来栄の考え方については別紙-5を参考のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	舗装工事	「評価対象項目」 【路床・路盤工関係】 施工に先立ち、CBR値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 路床・路盤工のブルドーリングを行っている。 構造物周辺の締固め等が適切に行われている。 【アスファルト舗装工関係】 設計図書に基づく混合物の配合設計もしくは、試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く) 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。 舗装の各層の継ぎ目を仕様書に定められた数値以上ずらしている。 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。 アスカープの施工において細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 路肩や縁端部の施工において細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 クラックやピンホールがない。 【コンクリート舗装工関係】 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて強度確認を行っている。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法を適切に行っている。 フィア、タイバ-等の保管管理が適正であることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目3 以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	舗装工事	舗装の平坦性が良い。 構造物の通りが良い。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 雨水処理が良い。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質における対象項目は、舗装種別により選択する。路盤工・路床工は、工種の有無により選択するものとする。
- 2 出来栄における対象項目のうち、「構造物の通りが良い。」は選択とし、他は必須とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び 出来ばえ フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合は c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	維持修繕工事	「評価対象項目」 理由 理由 理由 理由		品質管理項目がない工事。(c評価)	監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。該当項目があれば...e
出来ばえ フィク数/選択項目数の割合 75%以上 a 50%以上75%未満 b 25%以上50%未満 c 25%未満 d 評価対象項目2以下 の場合 c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	維持修繕工事 出来ばえについては別紙-5参照	小構造物等にも細心の注意が払われている。 きめ細かな施工がなされている。 既設構造物とのすりつけが良い。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質の評価項目は、工事目的物の内容に照らして適切に設定すること。
- 2 品質管理が無い場合は、C評価とする。
- 3 出来栄については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	植栽工事	「評価対象項目」 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 活着管理が適切に行われている。 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 樹木、地被類、つる性物等に樹幹割れや有害虫の無いことが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 75%以上 a 50%以上75%未満 b 25%以上50%未満 c 25%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	植栽工事 出来ばえについては別紙-5参照	樹木の活着状況が良い。 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 支柱の取り付けが堅固である。 植栽帯の全体的な美観が良い。				

- 1 品質の評価項目のうち、土壌硬度試験及び土壌試験については選択とするが、他の項目は原則必須とする。
- 2 出来栄については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	標識工事	「評価対象項目」 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識のドブツ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ペイント式(常温式)区画線に使用するソナーの使用量が10%程度以下である。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ボルト等の取付金具が適切に施工されている 部材に補修跡がない。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満しなかった 該当項目があれば...e
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
チェック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下の場合はb、c、d	標識工事 出来ばえについては別紙-5参照	設置位置に配慮がある。 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 標識板、支柱に変色がない。 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 全体的な取り扱いがしやすい。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合は c、d	塗装工事	「評価対象項目」 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 塗膜に有害な付着物がない。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィク数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下の場合は b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	塗装工事 (工場塗装を除く) 出来ばえについて は別紙-5参照	塗装の均一性が良い。 細部まできめ細かな施工がされている。 補修箇所がない。 ケレンの施工状況が良好である。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	区画線等設置工事	「評価対象項目」 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が10%程度以下である。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下の場合はb、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	区画線等設置工事 出来ばえについては別紙-5参照	塗料の塗布が均一である。 視認性が良い。 接着状態が良い。 施工前の清掃が入念に実施されている。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合は c、d	品質 トンネル工事	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
		<p>「評価対象項目」</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量・アルカリ骨材反応対策等）が確認できる。コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて強度確認を行っている。施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等適切に行っている（寒中及び暑中コンクリートを含む）。鉄筋の規格が引継いで確認できる。</p> <p>鉄筋の組立、加工が適切であることが確認できる。</p> <p>鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>鉄筋の引張強度又は曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。</p> <p>型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適切に管理されている。</p> <p>金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できる。</p> <p>吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。</p> <p>吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。</p> <p>ロックルト挿入前にくろ粉除去の清掃がなされている。</p> <p>逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎ目が同一線上にないことが確認できる。</p>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>該当項目があれば...d</p>	<p>契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>検査職員が契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。</p> <p>該当項目があれば...e</p>
チェック数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目4 以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	トンネル工事 出来ばえについては別紙-5参照	<p>コンクリート構造物の肌が良い。</p> <p>コンクリート構造物の通りが良い。</p> <p>天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。</p> <p>クラックがない。</p> <p>漏水がない。</p> <p>全体的な美観が良い。</p>				

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、原則全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合は c、d	品質 土工事 (盛土, 築堤等工事)	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	「評価対象項目」 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 段切り等が施工前に適切に行われている。 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 締固めを適切な条件で施工している。 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている。(が適正に行なわれている。) 土羽土の土質が適正である。 C B R 試験等を行っている。 法面に有害なクラックや損傷部がない。 伐開・除根作業により発生した草木や根等が適切に処理されている。 残土の処理が適切に行われている。		監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第 1 7 条第 2 項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第 3 1 条第 2 項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e		
フィク数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目 3 以下の場合は b、c、d	出来ばえ 土工事 (盛土, 築堤等工事)	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	盛土勾配が確保され仕上げが良い。 通りが良い。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 全体的な美観が良い。					

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合はc、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	切土工事	「評価対象項目」 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 段切り等が施工前に適切に行われている。 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 締固めを適切な条件で施工している。 張芝または種子吹付等を適切に行っている。 構造物周辺の締固め等の処理が適正に行なわれている。 土羽土の土質が適正である。 C B R試験等を行っている。 法面に有害なクラックや損傷部がない。 伐開・除根作業により発生した草木や根等が適切に処理されている。 残土の処理が適切に行われている			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 87%以上 a 50%以上87%未満 b 37%以上50%未満 c 37%未満 d 評価対象項目6以下 の場合b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	切土工事 出来ばえについては別紙-5参照	規定された勾配が確保されている。 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 施工面の木根等が確実に施工されている。 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 残土等は適切に処理されている。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、原則として全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合はc、d	・品質 護岸・根固・水制工事	品質管理が適切である。		品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	フィック数/選択項目数の割合 75%以上 a 50%以上75%未満 b 25%以上50%未満 c 25%未満 d 評価対象項目2以下 の場合b、c、d	・出来ばえ 護岸・根固・水制工事 出来ばえについては別紙-5参照	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		「評価対象項目」 施工基面が平滑に仕上げられている。 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分で、空隙が生じていない。 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。 総合評価のシートで対応 コンクリートブロック等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。					
		監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d					契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合はc、d	品質 基礎工事 (地盤改良等を含む)	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	基礎工事 (地盤改良等を含む)	「評価対象項目」 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒等)】 杭に損傷及び補修痕がない。 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 鋼材やコンクリートの規格がミルシート等で確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィク数/選択項目数の割合 75%以上 a 50%以上75%未満 b 25%以上50%未満 c 25%未満 d 評価対象項目2以下 の場合はb、c、d	出来ばえ 基礎工事 (地盤改良等を含む)	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	基礎工事 (地盤改良等を含む) 出来ばえについては別紙-5参照	土工関係の仕上げが良い。 通りが良い。 端部、天端仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e			
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質 コンクリート橋工事 (P C 及び R C を対象)	「評価対象項目」 【共通】 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格 (強度・w / c・最大骨材粒径・塩基総量等) が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパンプレクの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 鉄筋の規格が引取で確認できる。 鉄筋の組立、加工が適切であることが確認できる。 鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 スパースの材質が適正で、品質が確認できる。 スパースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 プレキャスト桁のプレキャスト管理が適切に行われている。 装置 (機器) のキャリブレーションが実施されている。 緊張及びゲート管理が適切に実施されている。 プレストレッグ時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 総合評価のシートで対応 クラックがある場合、有害又は進行性のクラックが無く、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。			品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	出来ばえ コンクリート橋工事 (P C 及び R C を対象) 出来ばえについては別紙-5参照	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e			
チェック数/選択項目数の割合 85%以上 a 57%以上85%未満 b 42%以上57%未満 c 42%未満 d 評価対象項目5以下の場合 b、c、d	コンクリート橋工事 (P C 及び R C を対象) 出来ばえについては別紙-5参照	コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 支承部の仕上げが良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。							

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合は c、d	防護柵工事(網)	「評価対象項目」 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識のドブツ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ベント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が10%程度以下である。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ボルト等取付金具が適切に施工されている。 部材に補修跡がない。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第 1 7 条第 2 項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第 3 1 条第 2 項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	/
チェック数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目 4 以下の場合は b、c、d	防護柵工事(網) 出来ばえについては別紙-5 参照	通りが良い。 端部処理が良い。 部材表面に傷、錆がない。 既設構造物等とのすりつけが良い。 きめ細やかな施工がなされている。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種の管理項目に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、別紙- 5 を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 . 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	二次製品構造物工事	「評価対象項目」 【共通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 施工基面が平滑に仕上げられている。 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 法面の通りが良い。 【擁壁類(補強土擁壁は除く)】 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてない。 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。 端部における地山とのすりつけが適切である。 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。 コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。 根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 【用排水施設】 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 呑口、吐口、集水槽等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 88%以上 a 55%以上88%未満 b 44%以上55%未満 c 44%未満 d 評価対象項目8以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	二次製品構造物工事 出来ばえについては別紙-5参照	構造物の通りがよい。 材料の連結、かみ合わせがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 土工の仕上げが良い。 土工の構造物等へのすりつけが良い。 コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 全体的な美観が良い				

- 1 品質に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、原則全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	補強土壁工事	「評価対象項目」 【共通】 盛土材料の土質が適正である。 盛土の締固めが適切な条件（人力機械別、巻き出し厚・数均し・転圧作業等）で施工されている。 ブレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料よりの確に確認できる。 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	補強土壁工事 出来ばえについては別紙-5参照	壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 基礎上面の平坦性が良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄えについては、原則全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	取壊し工事	「評価対象項目」 【共通】 分別、再資源化を適切に実施している。 施工計画書に定められた計画により管理されている。 廃棄物の処理が適切である。 請負者の管理記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適正である。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 75%以上 a 50%以上75%未満 b 25%以上50%未満 c 25%未満 d 評価対象項目2以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	/
	取壊し工事 出来ばえについては別紙-5参照	きめ細やかな施工がされている。 既存部分や関連設備との調整がなされている。 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。				

- 1 品質に関する評価項目は、全てを対象とする。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

(検査職員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 . 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	.品質 共同溝シールド工事	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	「評価対象項目」 【共通】 日々計測・管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。 シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。 セグメントの品質が、工場管理資料よりの確に確認できる。 セグメントが損傷しないよう配慮されていることが確認できる。 接合部が適切に施工されていることが確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて強度確認を行っている。 不可視部分の写真記録が適正である。				監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 85%以上 a 57%以上85%未満 b 42%以上57%未満 c 42%未満 d 評価対象項目5以下の場合 b、c、d	.出来ばえ 共同溝シールド工事	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	RCセグメントの割れ・カケがない。 継ぎ手面の防水が確実になされ漏水がない。 セグメント間の目違い、段差が少ない。 構造物の通りが良い。 ボルトの締め付け状況がよい。 内空面に補修の箇所がない。 全体的な美観が良い。					

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄えについては、鋼製の場合セグメントの割れ・カケを傷・変形に読み替えて評価する。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	.品質 下水道工事	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	「評価対象項目」 【共通】 マンホール用品の規格・品質がミルシート等で確認できる。 管渠の規格・品質がミルシート等で確認できる。 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレタの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 資材の保管管理に十分注意されていることが確認できる。 製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 不可視部分の写真記録が適切である。 モルタル仕上げ等に浮き等の異常がない。 【開削工】 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 【推進工】 日々計測・管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 推進作業等がデータで確認できる。 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 裏込め材等の注入が適切に施工されていることが、記録から確認できる。 埋め戻しの締め固めが適切であることが確認できる。 【シールド工】 セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 シールド推進作業等がデータで確認できる。 裏込め注入状況がデータで確認できる。 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 埋め戻しの締め固めが適切であることが確認できる。	監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e			
チェック数/選択項目数の割合 83%以上 a 67%以上83%未満 b 50%以上67%未満 c 50%未満 d 評価対象項目4以下の場合 b、c、d	.出来ばえ 下水道工事 出来ばえについては別紙-5参照	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	通りがよい。 漏水がない。 クラックや傷がない。 マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 マンホールのインパートの仕上げが良い。 残土等は適切に処理されている。					

1 品質に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。
 2 出来栄えについては、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	管水路工事	「評価対象項目」 【共通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 中心線の通りがよい。 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィク数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目4以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	管水路工事 出来ばえについては別紙-5参照	管の通りがよい。 管内面塗装に補修痕等がない。 小構造物にも細心の注意が払われている。 管から漏水がない。 クラックがない。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合は c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	仮設工工事	「評価対象項目」 【共 通】 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下の場合は b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	仮設工工事 出来ばえについては別紙-5参照	鋼矢板・親杭の通りが良い。 覆工板にがたつきがない。 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 床付け面の仕上げがよい。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄については、原則全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。
- 3 このシートは、仮設を工事目的物とする場合等に使用するものとする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質 フィルダム ・ため池工事	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	「評価対象項目」 【共通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。 雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。 刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ、締め固め密度も規格値を満足していることが確認できる。 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは設計図書に示されたとおりに施工していることが確認できる。 コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。 堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことを確認してから施工していることが確認できる。 旧施設の取り壊し、撤去にあたり形状・寸法が確認できるよう管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないよう適切な処置がなされていることが確認できる。	監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。	該当項目があれば...d	該当項目があれば...e	
フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 54%以上90%未満 b 27%以上54%未満 c 27%未満 d 評価対象項目9以下の場合 b、c、d	出来ばえ フィルダム ・ため池工事 出来ばえについては別紙-5参照	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	土工の仕上げがよい。 土工の通りがよい。 土工の構造物へのすりつけがよい。 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 コンクリート構造物の肌がよい。 コンクリート構造物の通りがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 クラックがない。 漏水がない。 施設の通りがよい。(排水側溝、フェンス等) 全体的な美観がよい。					

1 品質に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。
 2 出来栄に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。なお、考え方については、別紙-5を参照のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィット数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	柵工、筋工、伏工工事 「評価対象項目」 【共通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 植栽木に損傷や病虫害がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。				監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィット数/選択項目数の割合 75%以上 a 50%以上75%未満 b 25%以上50%未満 c 25%未満 d 評価対象項目2以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	柵工、筋工、伏工工事 出来ばえについては別紙-5参照		通りがよい。 材料の連結、かみ合わせがよい。 構造物へのすりつけがよい。 全体的な美観が良い。			

- 1 品質に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質 土工事 (区画整理、農地造成)	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	「評価対象項目」 【共通】 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 表土のはぎ取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や散逸の防止等に細心の注意を払って施工されている。 仮設道路、仮排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に管理され基準値を満足していることが確認できる。 造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を満足している。 雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策が実施されている。 法面に有害なクラックや損傷部がない。 【区画整理】 道路・水路等の締め固めが適切に施工されている。 構造物周辺の埋め戻し、締め固めが適切に施工されている。 道路の造成にあたり、横断勾配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を満足している。 【農地造成】 土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っている。 畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を満足している。 排水路の深さ、勾配等が適切に施工されている。 田面等に耕作に有害な石礫等がない。 盛土高さが大きく、又は、水路埋立箇所など沈下が予想される箇所について特に入念に施工されている。	監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d		契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e		
フィック数/選択項目数の割合 87%以上 a 50%以上87%未満 b 37%以上50%未満 c 37%未満 d 評価対象項目6以下の場合 b、c、d	出来ばえ 土工事 (区画整理、農地造成) 出来ばえについては別紙-5参照	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 整地、均平の仕上げがよい。 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 構造物へのすりつけがよい。 植生、吹き付け等の状態が均一である。 排水路の通りが良い。 土工の通りが良く全体的な美観が良い。 小構造物等にきめ細やかな施工がなされている。					

- 1 品質に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。
- 2 出来栄に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。なお、考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィット数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合はc、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	水管橋工事	「評価対象項目」 【共通】 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィット数/選択項目数の割合 87%以上 a 50%以上87%未満 b 37%以上50%未満 c 37%未満 d 評価対象項目6以下 の場合b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	水管橋工事 出来ばえについては別紙-5参照	表面に傷、錆、補修箇所がない。 溶接、塗装組立の均一性が良い。 管の通りがよい。 コンクリート構造物の肌がよい。 コンクリート構造物の通りがよい。 クラックがない。 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄については、原則全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	林道土工工事	「評価対象項目」 【共通】 伐開・伐根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に瀝き取り、適切な場所に搬出している。 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。 盛土中に暗渠・管等の構造物がある場合、偏圧がかからないよう注意して施工している。 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。 道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
フィック数/選択項目数の割合 85%以上 a 57%以上85%未満 b 42%以上57%未満 c 42%未満 d 評価対象項目5以下の場合 b、c、d	林道土工工事	切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 盛土勾配が確保され法面の仕上げがよい。 道路の形状（線形、幅員、縦・横断勾配、土側溝）がよい。 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。 土工の仕上げがよい。 全体的な美観が良い。 残土処理等が適切である。				
	出来ばえについては別紙-5参照					

- 1 品質に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。
- 2 出来栄に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。なお、考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	木材木製品工事 (木ダム、木橋、 木土留工、 木流路工等)	「評価対象項目」 【共 通】 木材・木製品の品質が良好で(曲り等がない)設計図書に基づき適切に施工されている。 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 組み立てボルト等の締め付けが確認できる。 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。 部品・材料等の品質及び形状が設計図書等に対して適切であることが確認できる。 木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けは良好に施工されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第 1 7 条第 2 項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第 3 1 条第 2 項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィット数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合は c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	/
	木材木製品工事 (木ダム、木橋、 木土留工、 木流路工等)	通りがよく、バランスが保たれている。 金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。 形状・寸法等が確保され統一性が良い。 コンクリート構造物へのすり付け等がよい。 地山への密着性が確保され仕上げがよい。 全体的な美観が良い。				
フィット数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目 4 以下の場合は b、c、d	出来ばえについては 別紙-5 参照					

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。
(コンクリート構造物へのすり付けについては、他の構造物と読み替えることが出来るものとする。)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	ほ場整備工事 (整地工等、暗渠排水工)	「評価対象項目」 【共 通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で行っている。 濁り等の防止に十分留意して施工している。 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 用・排水路の法面の通りがよい。 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 二次製品との取り付け部やコンクリート構造物にきめ細かい施工がうかがえる。 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第3項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 88%以上 a 55%以上88%未満 b 44%以上55%未満 c 44%未満 d 評価対象項目8以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	ほ場整備工事 (整地工等) 出来ばえについては別紙-5参照	畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 坪平度がよい。 土工の仕上げがよい。 土工の通りがよい。 土工の構造物等のすりつけがよい。 用・排水路の通りがよい。 コンクリート構造物の通りがよい。 小構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質及び出来栄の評価項目は、工種に合わせて選択すること。
- 2 出来栄に関する考え方については、別紙-5を参照のこと。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合はc、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
	建築工事 (新築)	「評価対象項目」 (躯体工事) 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上工事) 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下の場合はb、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	建築工事 (新築) 出来ばえについては別紙-5参照	きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 外構を含め全体的な美観が良好である。				

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄えについて、外構項目は選択とし他は全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
	建築工事 (改修) 「評価対象項目」 品質管理方法が明確である。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 品質・形状が適切で良好な施工である。 不可視部分の写真記録が適切である。				監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 75%以上 a 50%以上75%未満 b 25%以上50%未満 c 25%未満 d 評価対象項目2以下の場合 b、c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	/
	建築工事 (改修) 出来ばえについては別紙-5参照		きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 既存部分や関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 仕上がりの状態が良好である。			

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄については、全てを対象項目とする。考え方については、別紙-5を参照のこと。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
	電気設備工事 (建築)	「評価対象項目」 (機材) 機材の品質及び形状が設計図書等を満足しており、そのことを証明する書面 (証明書、試験成績書等) が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書 (書面、試験成績書等) が整備されている。 溶接管理がなされ、基準 (共通仕様書等) を満足している。 塗装管理がなされ、基準 (共通仕様書等) を満足している。 設備の機能について設計図書等との適切性の確認ができ、証明書 (書面、試験成績表等を含む) が整備されている。 (施工) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認できる試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ボルト等の締め付けが適切に行われている。 配電盤類の動作試験で、動作はすべて正常であった。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良い。 電線類の接続部が適切に処理されている。 配電盤やハンドホール内等の電線類は、行き先札が取り付けられピットやラック内等に整然と配置されている。 埋設工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき施工されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第 17 条第 2 項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第 31 条第 2 項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
チェック数/選択項目数の割合 85%以上 a 57%以上85%未満 b 43%以上57%未満 c 43%未満 d 評価対象項目5以下の場合 c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	電気設備工事 (建築)	きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 製作上の補修痕跡がない。 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 全体的な取り扱いがしやすく美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種や作業内容に合わせて選択する。
- 2 出来栄えについては、原則として全てを対象項目とする。

出来ばえについては別紙-5参照

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合 c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
	冷暖房衛生等設備 工事(建築)	「評価対象項目」 (機材) 機材の品質及び形状が設計図書等を満足しており、そのことを証明する書面(証明書、試験成績書等)が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書(書面、試験成績書等)が整備されている。 溶接管理がなされ、基準(共通仕様書等)を満足している。 塗装管理がなされ、基準(共通仕様書等)を満足している。 設備の機能について設計図書等との適切性の確認ができ、証明書(書面、試験成績書等を含む)が整備されている。 (施工) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認できる試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ボルト等の締め付けが適切に行われている。 配管等の接続が適切に行われていることが確認できる。 配管等は整然と配置され名称が付けられている。 埋設工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。 埋設表示がなされ位置が確認できる			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下の場合 c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	冷暖房衛生等設備 工事(建築) 出来ばえについては別紙-5参照	きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや接合部等の仕上がりが良い。 溶接、塗装組立等細部に渡る配慮が良い。 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種・作業内容等を考慮して選択する。
- 2 出来栄については、原則として全てを対象項目とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ チェック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合はc、d	品質 機械設備工事 (建築設備以外のもの)	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	「評価対象項目」 (機材) 機材の品質及び形状が設計図書等を満足しており、そのことを証明する書面(証明書、試験成績書等)が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書(書面、試験成績書等を含む)が整備されている。 溶接管理がなされ、基準(共通仕様書等)を満足している。 塗装管理がなされ、基準(共通仕様書等)を満足している。 設備の機能について設計図書等との適切性の確認ができ、証明書(書面、試験成績書等を含む)が整備されている。 (施工) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認できる試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ボルト等の締め付けが適切に行われている。 配管等の接続が適切に行われていることが確認できる。 配管等は整然と配置され名称が付けられている。 埋設工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。 埋設表示がなされ位置が確認できる	監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e			
チェック数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下 の場合はc、d	出来ばえ 機械設備工事 (建築設備以外のもの)	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや接合部等の仕上がりが良い。 溶接、塗装組立等細部に渡る配慮が良い。 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。					

- 1 品質に関する評価項目は、工種・作業内容等を考慮して選択する。
- 2 出来栄については、原則として全てを対象項目とする。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合は c、d	電気設備工事 (建築設備以外のもの)	「評価対象項目」 (機 材) 機材の品質及び形状が設計図書等を満足しており、そのことを証明する書面（証明書、試験成績書等）が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書（書面、試験成績書等を含む）が整備されている。 溶接管理がなされ、基準（共通仕様書等）を満足している。 塗装管理がなされ、基準（共通仕様書等）を満足している。 設備の機能について設計図書等との適切性の確認ができ、証明書（書面、試験成績表等を含む）が整備されている。 (施 工) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ボルト等の締め付けが適切に行われている。 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 電線類の接続部が適切に処理されている。 配電盤やハンドホール内等の電線類は、行き先札が取り付けられビットやラック内等に整然と配置されている。 埋設工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき施工されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
	出来ばえ	電気設備工事 (建築設備以外のもの) 出来ばえについては別紙-5参照	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
フィック数/選択項目数の割合 85%以上 a 57%以上85%未満 b 43%以上57%未満 c 43%未満 d 評価対象項目5以下の場合は c、d		きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 製作上の補修痕跡がない。 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 電気設備として高い品質・性能が確保されている。 全体的な取り扱いがしやすく美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、工種・作業内容等を考慮して選択する。
- 2 出来栄については、原則として全てを対象項目とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ フィック数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下の場合は c、d	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	上水道工事	「評価対象項目」 管材料は日本水道協会検査証明等、品質規格証明書が整備されている。 弁筐等用品の規格、品質について日本水道協会検査証明等の品質規格証明書が整備されている。 管内外面に補修痕等がない。 機材の保管状況が適切であることが確認できる。 管渠の接合状況が確認できる。(継手チェックシート、写真) 接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 施工条件に適した方法で作業が行われている。 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 床付け面に不陸が生じていないことが確認できる。 管の周囲が均等に埋め戻され空隙や異物の無いことが確認できる。 占用位置が設計寸法を満足している。 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィック数/選択項目数の割合 83%以上 a 66%以上83%未満 b 50%以上66%未満 c 50%未満 d 評価対象項目4以下の場合は c、d	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	上水道工事	管渠の通りがよい。 弁筐等の仕上げがよい。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。				

- 1 品質に関する評価項目は、原則全てを対象とする。
- 2 出来栄えについては、工種・作業内容等を考慮して対象項目を選択する。

出来ばえについては別紙-5参照

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
フィク数/選択項目数の割合 90%以上 a 80%以上90%未満 b 60%以上80%未満 c 60%未満 d 評価対象項目2以下 の場合はc、d	その他の工事 又は 合併工事	「評価対象項目」 理由 理由 理由 理由 理由			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば...d	契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 検査職員が契約書第31条第2項に基づく破壊検査を行った結果、出来形が規格値を満足しなかった。 該当項目があれば...e
フィク数/選択項目数の割合 80%以上 a 60%以上80%未満 b 40%以上60%未満 c 40%未満 d 評価対象項目3以下 の場合はc、d	出来ばえ その他の工事 又は 合併工事 出来ばえについては別紙-5参照	仕上げがきめ細かく、全体的な美観が特に良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		理由 理由 理由 理由 理由				

- 1 品質の評価項目は、工事的物の内容に照らして適切に設定すること。
- 2 出来栄に関する評価項目は、工種に合わせて選択すること。なお、考え方については、別紙-5を参照のこと。
- 3 このシートで評価する場合は、項目の設定に関して工事管理課と協議すること。

別紙 - 4 記入方法及び留意事項

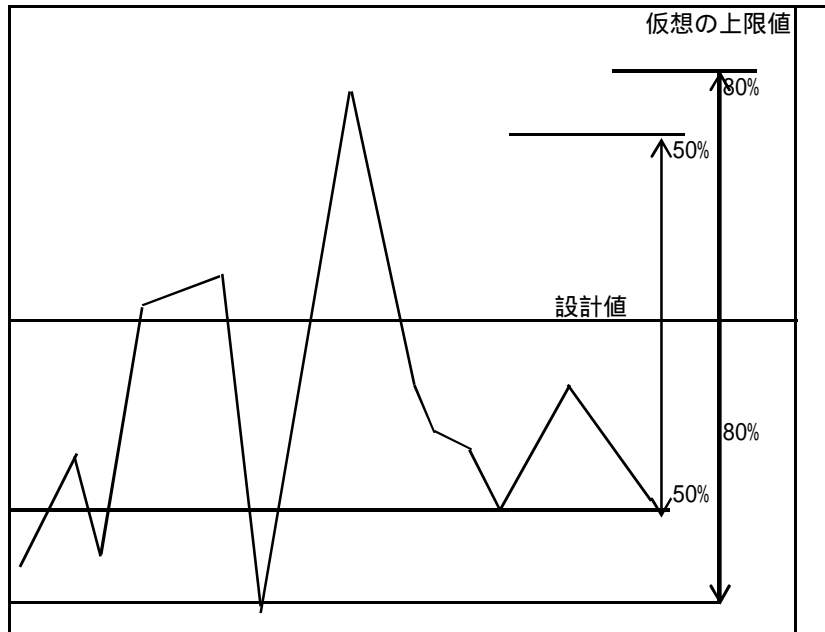
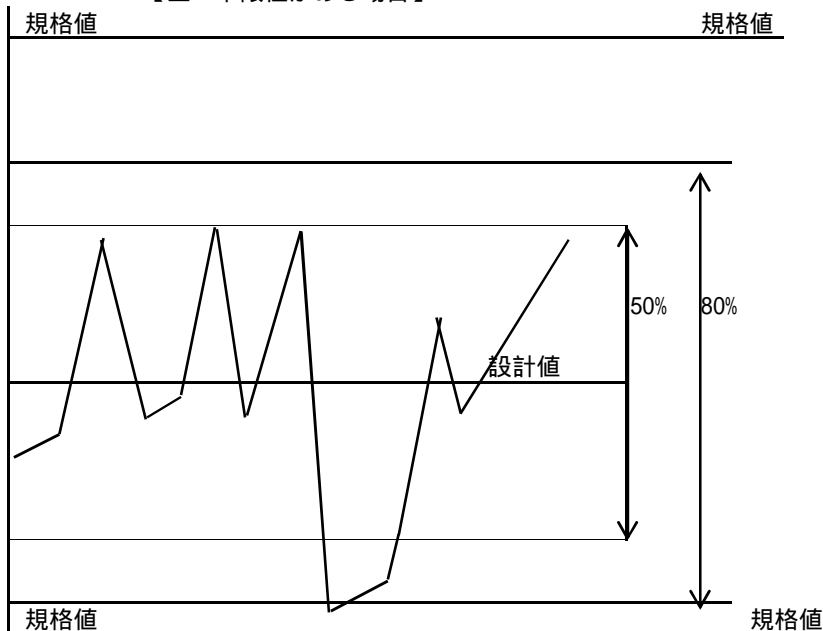
1. 施工体制及び施工状況の該当項目数及び評価の考え方

該当項目 %とある評価項目については、工事規模、工事内容等により評価の対象にならない項目（対象外項目）があるので、この場合は削除する。

2. 出来形及び品質のばらつきの考え方（測定値が概ね5点以上）

[管理図の場合]

【上・下限値がある場合】



【下限値のみの場合】

上限値を仮定

下限値を規定

上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが特に少ない。	測定値の全てが規格値の50%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	測定値の全てが規格値の80%以内
出来形若しくは品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。又は、品質管理項目がない工事。	どれにも属さない。あるいは、品質管理項目がない。
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	試験基準値を超えるものがあり、文書で改善の指示をした
出来形若しくは品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	基準値を超えている値があり為破壊検査を行った。

3. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定することとし、金額ベース70%以上を占める工種を適用する。
- (2) 1工種で70%に満たない場合は、複合工種で考査することとするが、上位3工種に留める。
- (3) 複合工種で考査する場合でも、検査対象に重要構造物がある場合は、これを優先し上位3工種に取り込む。
- (4) 3工種で評価が分かれた場合は、低い工種で代表させる（バランスが取れていることが高い評価の条件）。
- (5) 中間、出来形、完成の検査時点での対象工種で判断するものとし、これ以前に検査対象とした完成工事は除く。
ただし、中間、出来形で主たる工種および上位3工種に該当しない場合は評価しない。
- (6) 品質管理、出来ばえとも考査項目の追加は認めない。また、不要項目については適宜削除する。この場合は、残る該当項目に占める割合で評価する。
- (7) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別紙－５ 品質・出来栄の考え方について

(１) 品質検査の内容及び方法

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況の写真の観察により判断する。

品質管理資料等について、品質管理基準等に定められた試験項目・規格値及び試験頻度を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。

現地や施工状況写真等の観察により、的確・適正・均等に施工されているか否かを判断する。

動作確認が行える施設や設備等については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能・品質特性等の実測・性能試験を行う。

品質管理資料等と規格値及び実地での実測・性能試験との対比、並びに観察結果等の適否を判断する。

なお、外部からの観察・確認及び品質管理資料等により品質の適否が判断できない場合は、契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

(２) 出来ばえの意義及び内容

出来ばえは品質と密接な関係があり、一般的に出来ばえの良くないものは品質の面で注意が必要な場合が多い。従って、出来形・品質とともに、工事目的物が美しく機能的に仕上がっているということも非常に重要なことである。美しい出来ばえに上げるためには、契約者の細心の気配り・技術力あるいは感性が求められる。

全体的な外観の目視・観察

構造物の通りや摺り付け、仕上げ面の色や艶等の仕上げセンスを観察すると共に機能面についても観察を行う。

出来ばえを見る主な視点

a 全体的な美観が良好であること

全ての工種に要求される。まず、現場全体が整然と仕上がっており、きめ細かな施工が随所にうかがえることが必要である。また、装飾による以外は一般的に色むらがあってはならない。

b 通りが良好であること

全体的には図面に示された線形が正確に描かれたように施工されているか、局部的には構造物の一辺や一部分が図面どおりに湾曲や凹凸もなく仕上がっているか等について、目視・場合によっては水系等を使って判定する。

c 取り付け施工は良好であること

異なる工法が相接する箇所は、緻密な施工計画のもとできめ細かな施工が要求される。これらの箇所は、全体的に馴染みよく施工されていて違和感がないか、取付部に隙間がないか、端部の処理は良好に行われているか等、観察する。

d 摺り付け施工は良好であること

異なる工法が相接する箇所で、一方の形状にすり付ける部分については、施工が粗雑になりやすく、きめ細かな施工が要求される。これらについて、きめ細かく入念に施工されているか・馴染みはよいか・すり付け長さは良好か等、観察する。

別紙 - 5 「施工プロセス」のチェックリスト

工事担当課名

監督職員名

1. 工事名

2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 工事請負者

「施工プロセス」のチェックリストは、契約書、共通仕様書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に行われているかを監督職員等が確認する。

チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がOKであれば にvマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

用語の定義について、「契約後」とは当初契約後、「変更後」とは工期内に行う契約変更後とする。

考 目 別	細 目 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)										備 考 (指示事項及び是正状況)		
				着 手 前			施 工 中								完 成 時	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		(/)	(/)
1 施 工 体 制 一 般	契約工程表	・ 契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。(契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	工事カルテ	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	品質証明	・ 品質証明の資格(身分及び経歴)が適正である。また品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 工事途中及び検査前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査の前等)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質証明実施時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	建設業退職金 共済制度等	・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。(施工時1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	施工体制台 帳、施工体系図	建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 下請負契約書(写)に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		・ 施工体制台帳及び施工体系図に記載されている監理技術者(主任技術者)、施工計画書に記載されている技術者等が本人である。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
・ 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)					
建設業許可 標識	・ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				

印は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の評価対象項目に係る

別紙 - 5 「施工プロセス」のチェックリスト

「施工プロセス」のチェックリストは、契約書、共通仕様書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に行われているかを監督職員等が確認する。
 チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がOKであれば にVマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
 用語の定義について、「契約後」とは当初契約後、「変更後」とは工期内に行う契約変更後とする。

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)									備考 (指示事項及び是正状況等)
				着手前	施 工 中								
1 施 工 体 制	現場代理人	現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を密に行っている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	配置 術 者 / 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 ・ 主 任 技 術	専門技術者の配置 (施工計画時、施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		作業主任者の選任 (施工計画時、施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	現場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 ・ 主 任 技 術	監督技術者 (主任技術者)の専任制	・資格者証の内容を確認した。 (着手前、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・現場に常駐していた。 (施工時 1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
		施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わり良好な施工に努めた。(施工時、打合せ時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
下請負者の把握		・下請負者が市原市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
3 施 工 状 況	設計図書 の 照 査 等	契約書第18条第1項に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を画面により提出して確認を受けた。(着手前施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	施工 計 画 書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。(着手前、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		記載内容と現場施工方法と一致している。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	施工 管 理 ・ 工 事 材 料 管 理 ・ 出 来 形 、 品 質 管 理	記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を画面で確認できる。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		日常の出来形、品質管理が画面にて確認できる。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	・ イ メ ー ジ ア ッ プ	地域と工事現場との協調や周辺環境改善のための美化等、特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組みを行い、工事現場のイメージアップに努力している。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
検 査 (確 認 を 含 む) 及 立 ち 会 い 等 の 調 整		監督職員の立会いにあたって、あらかじめ立会願いを提出している。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	段階確認の確認時期が、適切である。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
工 事 の 着 手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)		(/)										

別紙 - 5 「施工プロセス」のチェックリスト

「施工プロセス」のチェックリストは、契約書、共通仕様書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に行われているかを監督職員等が確認する。
 チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がOKであれば「v」マークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
 用語の定義について、「契約後」とは当初契約後、「変更後」とは工期内に行う契約変更後とする。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)										(指示事項・ 是正状況)	
				着手前	施工中										
2 施工 状況	施工 管理	支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		建設副産物及び建設廃棄物	請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	(/)											
		指定建設機械類の確認	指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型低振動型建設機械)を使用している。(施工時1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
工程 管理	工程管理	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	安全 対策	安全活動	災害防止協議会等を設置し・活動記録がある。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			安全教育・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
対 外 関 係	関係機関等	足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理の記録がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
対 外 関 係	関係機関等	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			

別紙 - 6

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況		
工事名		
請負者名		
項目	評価内容	備 考
高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	施工規模	施工規模が大規模
	構造物固有	複雑な形状の構造物
	技術固有	既設構造物の補強、特殊な撤去工事 特殊な工種及び工法 新工法（機械類を含む）及び新材料の適用
	自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース 気象条件の影響 地滑り、潮流等、動植物等
	周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応
	その他	
創意工夫	準備・後片付け	
	施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	品質関係	
	安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	施工管理関係	
	その他	
社会性 地域社会や住民 に対する貢献	地域への貢献度	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の 〇 にVマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）		
工事名		/
項目	評価内容	
提案内容 （説明）		
（添付図）		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

平成 年 月 日

(あて先)
市原市長

説明請求者名 印

工事成績評定の説明請求について

平成 年 月 日付けにて通知がありました工事検査結果通知書について、下記の通り説明請求いたします。

記

1. 工事名

2. 工事成績評定点

工事完成認定書(年 月 日・市 第 号)による工事成績評定点
点

(評定点が修正された場合)

工事成績評定通知書(年 月 日・市 第 号)による工事成績評定点
点

3. 請求内容

市 第 号
平成 年 月 日

様

市原市長 印

工事成績評定の説明請求について（回答）

平成 年 月 日付けにて説明請求がありました工事成績評定について、下記の通り回答いたします。

記

1. 工事名
2. 工事成績評定点
工事完成認定書（年 月 日・市 第 号）による工事成績評定点
_____点
（評定点が修正された場合）
工事成績評定通知 年 月 日・市 第 号）による修正評定点
_____点
3. 説明事由

